

貴志川流域水害対策協議会 規約（案）

（設置）

第 1 条 本会議は、特定都市河川浸水被害対策法第 6 条の規定に基づき組織し、「貴志川流域水害対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が懸念される貴志川流域において、河川整備等のハード対策に加え、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水災害リスクを踏まえたまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

- 第 3 条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は近畿地方整備局長が務める。
 - 3 協議会の運営、進行及び招集は会長が行う。
 - 4 協議会は、第 1 項によるもののほか、必要に応じて別表の職にある者以外の者（学識経験者等）の協議会への参加を求めることができる。
 - 5 協議会は、必要に応じて検討 WG を設置することができる。

（協議会の実施事項）

- 第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 一 貴志川流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議。
 - 二 前号に定められた計画の取組状況等に関する共有・検討。
 - 三 その他、第一号に定められた計画に関して必要な事項。

（会議の公開）

第 5 条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、協議会構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所、和歌山県県土整備部が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

(附則)

本規約は、令和8年●月●日から施行する。

別表

貴志川流域水害対策協議会 構成員（案）

○印は会長

和歌山県知事

和歌山市長

海南市長

紀の川市長

岩出市長

紀美野町長

かつらぎ町長

高野町長

九度山町長

有田川町長

○国土交通省近畿地方整備局長

農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長

農林水産省近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長

林野庁近畿中国森林管理局和歌山森林管理署長

気象庁和歌山地方气象台長

国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長

財務省和歌山財務事務所長

環境省近畿環境局環境対策課長